

QA	Q	A
1	<p>同一世帯の複数の障害児がA事業所のみ契約しサービスを利用する場合、上限管理加算は請求できますか。</p>	<p>一つのサービス事業所の利用であるため、上限管理加算の対象とはなりません。しかし、上限管理については世帯で行う必要があります。</p> <p>例) 兄 4600円 弟810円の場合 世帯で4600円の負担になるように上限管理を行う。 その際、「利用者負担上限管理結果票（複数障害児用）」は神戸市に送付してください。</p>
2	<p>上限管理はどのサービスで行えばよいですか。</p>	<p>利用者負担額の管理については、「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と「児童福祉法」に基づく給付による利用者負担額に分けて上限管理を行います。相談支援については、利用者負担が生じないため、上限管理の必要はありません。</p>
4	<p>児童福祉法上のサービスと障害者総合支援法上のサービスを世帯で利用している場合はどうなりますか。</p>	<p>高額障害福祉サービス等給付費の支給対象になります。</p>
5	<p>上限管理届出依頼の様式が変更されますが、現在決定されている受給者の利用者負担上限管理依頼届出書は変更申請してもらう必要はありますか</p>	<p>既に届け出てもらっている届出書の情報から変更がない場合（例1）については、改めて提出してもらう必要はありません。それ以外の場合は、新しい様式で届出をしてください。</p> <p>例1) 現在の利用状況 兄 A事業所 B事業所（上限管理A事業所） 弟 A事業所 C事業所（上限管理A事業所） の場合、A事業所が世帯で上限管理をするとき、改めて上限管理届出書を提出していただく必要はありません。ただし、A事業所は兄弟のうちどちらか一方のみ上限管理加算をつけて請求してください。</p> <p>例2) 現在の利用状況（上限管理事業所なし） 兄 A事業所 弟 B事業所 上限管理をする事業所が決まり次第、上限管理届出書を提出していただく必要があります。 その場合、兄・弟の両名の名前を記載の上提出してください。 請求時、上限管理加算は兄・弟のどちらで請求していただいても構いませんが、世帯で1つ上限管理加算しかつけることはできません。</p>
6	<p>上限管理が不要になった場合はどのようにすればよいですか。</p>	<p>利用者負担上限管理届出書の取消にチェックを入れ、提出してください。</p>
7	<p>兄弟姉妹のうち、神戸市の利用者負担額が低い方のみ、サービス利用のある場合はどのようにすればよいですか。</p>	<p>例えば、兄弟2人が支給決定を受けている場合で、兄がどこにも契約しておらず、利用していないが、弟のみ契約しており利用があるときは、世帯での上限管理の必要はありません。</p>

8	区役所の窓口で利用者負担上限額管理届を提出しようと考えていますが、支給決定を受けている兄弟姉妹の受給者証の一部を忘れてきました。どうすればよいですか。	受給者証に上限管理事業所の記載をする必要があります。ご持参のなかった受給者証については、再発行をすることができます。
10	世帯の利用者負担上限月額が0円の場合、上限管理をする必要はありますか。	ありません。
11	同一世帯の兄弟のうち、兄が放課後等デイサービスで、弟が児童発達支援のサービスを利用して、弟は幼児教育無償化の対象児童の場合、上限管理を行う必要はありますか。	ありません。
12	同一世帯の兄弟のうち、兄・弟共に児童発達支援のサービスを利用しており、二人とも幼児教育無償化の対象児童ではなかった場合、上限管理を行う必要はありますか。	あります。
14	どのように上限額管理事業所を決めたらよいですか	上限額管理事業所の決定基準（優先順位等）は特にありませんが、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について（事務処理要領）」において「原則として契約日数の多い事業所とする」と記載があるため、兄弟姉妹で複数事業所を利用している場合は、契約日数等を考慮し決定してください。 (ただし、どの児童とも契約のない事業所は選定できません)
17	兄弟が2人とも利用しているが、兄の1割負担額が低い場合はどうすればよいか	例えば、兄：4600円/1日利用、弟：810円/1日利用の場合 兄の総費用額 10,000円、1割負担額が1,000円、利用者負担額1,000円 弟の総費用額 10,000円、1割負担額が1,000円、利用者負担額810円 世帯の負担額は1810円になります。
18	兄のみ利用があり、弟は利用はないが、兄弟で上限管理を行う場合、弟の分の個人情報同意書をもらうべきか	サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りませんが、事業所が異なるため、十分な説明を行った上、必要に応じ同意を得ておく方が望ましい。